

第八十回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和五十二年四月二十日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 丹羽喬四郎君

理事 奥野 誠亮君 理事 小泉純一郎君

理事 葉梨 信行君 理事 阿部 昭吾君

理事 山田 芳治君 理事 二見 伸明君

理事 中村 正雄君

足立 篤郎君 川崎 秀二君

笹山茂太郎君 渡海元三郎君

増岡 博之君 大柴 滋夫君

山花 貞夫君 林 孝矩君

荒木 宏君 永原 稔君

出席國務大臣

自治 大臣 小川 平二君

出席政府委員

警察庁刑事局長 鈴木 貞敏君

行政管理政務次官 増田 盛君

防衛庁人事教育局長 竹岡 勝美君

自治省行政局長 佐藤 順一君

自治省行政局長 佐藤 順一君

大蔵省主計局主計官 矢崎 新一君

運輸省鉄道監督局長 林 淳司君

政務次官 林 淳司君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 吉本 準君

自治省行政局長 前田 正恒君

自治省行政局長 前田 正恒君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 矢崎 新一君

運輸省鉄道監督局長 林 淳司君

政務次官 林 淳司君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 吉本 準君

自治省行政局長 前田 正恒君

委員の異動

四月二十日

第二類第二号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号 昭和五十二年四月二十日

辞任

安藤 巖君

小林 正巳君

同日

辞任

荒木 宏君

永原 稔君

同日

理事松野頼三君同日理事辞任につき、その補欠として葉梨信行君が理事に当選した。

同日

三月三十日

公職選挙法の一部を改正する法律案(片山善市君外四名提出、参法第七号)(字)

は本委員会に付託された。

四月一日

公職選挙法改正に関する陳情書(宇都宮市議会議長駒場源次(第一五一号))

小選挙区制反対に関する陳情書(北海道空知郡上砂川町議会議長三上利吉(第一五二号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事松野頼三君より、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

次に、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。それでは、理事に葉梨信行君を指名いたします。

○丹羽委員長 次に、内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田芳治君。

○山田芳治君 行管の政務次官の増田さんが見えなくなっておられますので、実は先般質問を申し上げようと思っておったのでありますが、長官の御出席がないので、留保をいたしておたわけでありました。

私は、これで三回同じことを行管の長官に要請並びに質問をいたしておるのでありますが、それは去る七十五国会において選挙法関係二法が大幅に改正をされ、公営選挙というものが一段と強化をされてきております。この選挙の公営化の方向というものは、ますます今後日本においてはふえてくる傾向にあると思っております。とりわけ、近頃は金のかからない選挙ということがきわめて重要であるし、また、考えようによつては、政治活動それ自身も非常に金がかかるということについての世論の批判もあるわけですから、これに対してどう考えていくかということが、これは国会の中においても、個々の政治家において

補欠選任

荒木 宏君

永原 稔君

同日

補欠選任

安藤 巖君

小林 正巳君

同日

理事松野頼三君同日理事辞任につき、その補欠として葉梨信行君が理事に当選した。

同日

三月三十日

公職選挙法の一部を改正する法律案(片山善市君外四名提出、参法第七号)(字)

は本委員会に付託された。

四月一日

公職選挙法改正に関する陳情書(宇都宮市議会議長駒場源次(第一五一号))

小選挙区制反対に関する陳情書(北海道空知郡上砂川町議会議長三上利吉(第一五二号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事松野頼三君より、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

次に、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。それでは、理事に葉梨信行君を指名いたします。

○丹羽委員長 次に、内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田芳治君。

○山田芳治君 行管の政務次官の増田さんが見えなくなっておられますので、実は先般質問を申し上げようと思っておったのでありますが、長官の御出席がないので、留保をいたしておたわけでありました。

私は、これで三回同じことを行管の長官に要請並びに質問をいたしておるのでありますが、それは去る七十五国会において選挙法関係二法が大幅に改正をされ、公営選挙というものが一段と強化をされてきております。この選挙の公営化の方向というものは、ますます今後日本においてはふえてくる傾向にあると思っております。とりわけ、近頃は金のかからない選挙ということがきわめて重要であるし、また、考えようによつては、政治活動それ自身も非常に金がかかるということについての世論の批判もあるわけですから、これに対してどう考えていくかということが、これは国会の中においても、個々の政治家において

御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

次に、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。それでは、理事に葉梨信行君を指名いたします。

○丹羽委員長 次に、内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田芳治君。

○山田芳治君 行管の政務次官の増田さんが見えなくなっておられますので、実は先般質問を申し上げようと思っておったのでありますが、長官の御出席がないので、留保をいたしておたわけでありました。

私は、これで三回同じことを行管の長官に要請並びに質問をいたしておるのでありますが、それは去る七十五国会において選挙法関係二法が大幅に改正をされ、公営選挙というものが一段と強化をされてきております。この選挙の公営化の方向というものは、ますます今後日本においてはふえてくる傾向にあると思っております。とりわけ、近頃は金のかからない選挙ということがきわめて重要であるし、また、考えようによつては、政治活動それ自身も非常に金がかかるということについての世論の批判もあるわけですから、これに対してどう考えていくかということが、これは国会の中においても、個々の政治家において

もいろいろと考えなければならぬ問題である。そういう点を含めて中央、地方を通ずる選挙管理機構の拡充強化という問題が、この委員会においては毎年取り上げられておるわけでありました。

とりわけ、先ほど触れましたように、選挙二法の大規模な改正、公営制度あるいは政治資金規制の抜本的な改正ということまで今日に及んでいるわけですが、いわゆる中央における選挙管理機構である自治省選挙部、これはかつては、ここにも奥野先輩がおられますけれども、全国選挙管理委員会というものがあって、同じく参議院議員をしておられる郡祐一さんが事務局長である、まあ地方局長の後やられたという、次官クラスの事務局長がおったという時代があるのであります。それが自治庁なり自治省に一本化されて選挙局となつて、しかも一局削減という形で選挙局になった、こういうわけでありました。

つらつらおもひみるに、われわれ、いわゆる国民を代表して国会に出てきている者を選挙手続、その手続の総元締めである組織が自治省の選挙部であるということでは、まことに民民主義の基本的な手続を行うところが余りに貧弱ではないか。したがって、七十六国会において、当委員会としては、中央、地方を通ずる選挙管理機構の強化ということを、すなわち内容としては、せめて選挙部を選挙局に格上げすべきであるという決議をいたしております。当公選法委員会において決議をして、政府に申し入れをしてあるわけでありました。

自治省もこの意を体して、一昨年また昨年の予算要求時においては、局に昇格を求めるといふ要請を政府内部においては、しているわけでありましたが、行管においては、一切の部局の昇格なり拡充を認めないという方向だということでありました。しかし、事選挙に関しては、私はそういう様子があつてはならないし、しかも、これによつて経費が

かかるということではなしに、選挙部を選挙局に昇格するだけならば、金などほとんど要らないわけでありまして、これを毎年私は要請をし、また質問をしているのですが、行政管理局としてはいかがお考えになるのか、ひとつこの際、明確にしたいだきたいと思ひます。

○増田(盛)政府委員 御存じのとおり、過去におきましては、確かに選挙局があったわけですが、それが部になりました。すでに十年の経過をいたしております。ことに最近におきましては、お説のとおり、選挙事務が急激に増加いたしておることも承知いたしておるわけでありまして、片っ方におきまして、行政管理局といたしましては、すでに行政機構の見直しをいたしましてから久しいわけですが、最近に至るまで、局部の増設は認めないという方針をできるだけ忠実に守つていきたい、こういうことで現在に至っておりますことも御承知のとおりでございます。

したがしまして、最近におきまして特に急激な選挙事務の増大に対しましては、昨年でございますが、政治資金課一課をふやしまして、できるだけこれに対処してほしい。特に機構の問題は生き物でございますから、事務量の變動に對しましては、まず一番先に、省内で彼此勘案いたしまして、できるだけ流動的に措置していただくことが大事でございます。そういう立場から私どもは各省にお願ひいたしておるわけでございます。本年におきまして、特に自治省當局から選挙局への格上げの御要求が最後まで非常に強かつたわけでありまして、本年度は自治省はもちろん、各省庁の要求に對しまして、局は一切認めないという方針を貫いてきた次第でございます。ところで、来年度以降の問題になるわけでございますけれども、私どもといたしましては、いろいろな御事情がありまして、客観的な行政を取り巻く情勢というものは非常に厳しくなつておるわけでございます。そういう社会的な變動からいたしまして、強力ではございますけれども、

行政機構はできるだけ簡素にしてみたい、経費の削減も図つてみたい、こういう方針を今後とも堅持していかなるを得ないんじゃないか、かようにも思つておるわけでございます。ただし、来年度以降の問題をたゞいま断言するわけにはどうしていきないうわけでございますけれども、私どもといたしましては、将来にわたりますして、この客観的な情勢に對するために、相当厳しい態度をとると同時に、一方におきまして、各省庁におきまして弾力的措置によつて対応していただく、こういうことにならうかと思つてございまして、さういふ情勢をいろいろ御承知の上におきまして、かように思つた次第でございます。

○山田(芳)委員 経費の削減、結構です、行政機構の簡素化も必要なのはやつていただくことは一向に差し支えない。ただ、選挙部を選挙局という、名前を変える程度のこと、別にそれほど経費が要するというふうには思ひません。局長の給料と部長の給料の差ぐらいはあるには要るかもしれませんが、そのぐらゐで、人数をふやせとは言つてゐるわけじゃない。いわゆるわれわれ国民の代表者を選ぶ、そして金のかからない選挙をやる。そういうような、日本の国における選挙という民主主義の基本的な手続をやる部局が自治省の一局の下部であるということについては、これは過去の経緯を見ても、どうしても納得できないので、選挙局という、名前を変える程度で済まないう演説をしていただいたわけ、私も内容は決して反対をいたしません、が、部を局に上げる程度のこととがどうしてそんなに抵抗があるのか、わからないう。当委員会としては、自民党を含め全部の党が決議をして、必要であるということをおつておるし、またここにも、都道府県選挙管理委員会連合会からも、中央、地方を通する管理機構をせよひとつ決議とおつて強化してほしいという四月十三日付の要請も出ておるわけでありまして、部を局に上げる程度のこと、大議論は要らないのであつて、そのくらいのもので選挙の管理機構をひとつ

やつてほしい。政務次官もわれわれも一緒に選ばれるそのもとです。民主主義、国会形成のもとです。それから、そのくらいは、行政管理局も弾力的にひとつ考えていただきたい。もう一遍ひとつお伺ひしたい。

○増田(盛)政府委員 御趣旨はよくわかるわけでございますが、御存じのとおり、やはり形式ではございませうけれども、どうしても行政機構というものの膨張を抑えていくためには一局削減あるいは局部——これは特別な地位でございますから、特別重要性を持たせておるわけでございます。

さういふことでございまして、いま直ちに御要請に應ずるというわけにはまいりませんけれども、来年度以降の情勢の推移も見まして、そういう点は彼此勘案して、私どもといたしましてでもできるだけの対応の措置はとつてまいりたい、かように思つた次第でございます。

○山田(芳)委員 これで三回質問しているのです。この前の松澤長官は景気が悪い、税が入らないうからこつと一ひとつまあ、こつ言うのです。大いに公共事業をやつて、そしてまた一兆円の補正予算も組もうかという話もちんちん出ている、景気がよくなつてくればやりますかと言つたら、そのときは考えます、こつ言つてゐるのです。それから、来年あたりは、自民党政府としては、大いに景気を回復するために努力しておられるのだから、その効果が上がった場合には、ぜひひとつさういふ、別に金をそんなににつけてくれというふうな要求を自治省はしているわけではないのです。私どもも、新しい事務がふえれば別ですけれども、別にそんなに人数をふやしてということを言つてゐるわけではないのです。現段階において、現状の事務である限り、現行の体制の中で部を局に上げる程度のこと、行管長官もひとつ協力をしてもらいたい。それがわれわれ選ばれてくる者としても、やはりわれわれの選挙を管理、執行している事務部局に對して強力な指導ができるような体制をお互につくつてもらうというこ

とが必要なんではないかと思ひます。私は、とにかくそれが行管で認められるまで毎年質問をするということを申し上げて、もう結構でございます。また、来年は来年度で自治省は多分要求を出すはずでありますから、よくひとつ考えてもらいたいという要請をして、行管に對する質問は終わります。

次に、委員長にこれは要請したいのですが、いづれ理事会等でも申し上げますが、先ほどから言つておりますいかにして金がかからぬ選挙、政治制度というものを確立していくかということが今日ほど大事なことはないと思つたのです。そこで、私は前に当委員会においても何遍か発言をしてゐるのですが、西ドイツが一票につき三百五十円の政党に對する交付金というものを出してゐる。そして企業献金というものを禁止するといふ形で、さうすることによつて、政党法というものをつくつて、経費ももちろん公開をし、税金を使うのですから、国民の前に明らかにすることによつて、選挙のみならず政治活動の公正化というものが図られるという言ひが言われております。ジャーナリズムの人たちも非常に賛成をしておられるわけですが、さういふ意味で一遍、これは議連の問題でもあらうと思ひますけれども、ぜひひとつ委員長も、参議院選挙でも終了した段階で、西ドイツのさういふ政党のあり方、あるいは政府が票數に比例して国庫から交付金を出していく、それがどう公表されてゐるか等々の実態をぜひひとつ勉強をするために、当委員会としても、さういふ点を十分勉強していくことが必要ではないか。せつかく委員長になられた丹羽先生に御努力を願つて、西ドイツあたりの実情の視察、それはもう長いことは要りませんから、さういふ点について御努力をいただきたいのですが、さういふ政治制度、選挙制度というものを財政当局もひとつ十分勉強していただく。できれば、さういふときには一緒にくつてきて、一緒に勉強をしてもらいたい、こついうふうに思

ふつてゐる。政務次官もわれわれも一緒に選ばれるそのもとです。民主主義、国会形成のもとです。それから、そのくらいは、行政管理局も弾力的にひとつ考えていただきたい。もう一遍ひとつお伺ひしたい。

つておるのですが、委員長並びに大蔵省当局にひとつ、私は要望とともに、御意見があれば、聞かせていただきたい。自治大臣にこの前伺ったから、一つの見識でありますというお話でありましたから、自治省にはもうお伺いする必要はないと思いますので、委員長、ひとつよろしくお願いしたい。

○矢崎説明員 たいだいま御指摘がございました問題につきましては、議員の海外派遣の経費の問題かと思ひますけれども、国会関係の予算におきまして、外国事情調査等に支障を来さないように所要の予算を計上いたしておりますので、必要がございませう、こういった経費を御活用いただければと思ひますけれども、全体の計画の問題もございませうと思ひますので、事務当局ともよく御協議いただきまして、対処していただければよろしいのではないかと、いふふうに考えております。

○山田(考)委員 財政当局、こういう勉強を十分お願いしたいと思ひますので、そういう折がもしあれば、ひとつ一緒に来ていただきたい、これも要請であります。

それから次に、これは自治省にお伺いをしたいのですが、公選法の改正によりまして、いわゆる「寄附の禁止」、公職選挙法第九十九条の二であります、いま全国的に議員の給与のベース改定等が行われるときに、議会の中ではベース改定に必ずしも賛成でない議員がおるわけでありまして、反対である政党もあるわけでありまして、そういう場合、具体的に申しますと、東京都の台東区におきましては、現在議員の給与はスライド制になっておる。すなわち、公務員等のベース改定がなされるとスライドをして議員の給与が上がる。こういうことになっておるようでありまして、これでは一般職の公務員といふ議員との間における法の立て方、条例の立て方がおかしいということ、この条例をやめて、そしてその都度、報酬審議会等の議決をもらって、答申をもらって変えていくという方向にすべきだといふ市民

運動が起こつておる。また、その市民運動に一緒に闘つておるという議員もおるわけでありまして、そういう場合に、多数によって給与が決まると、上げることに反対である、あるいはまた、いま言ったスライド制でありますから、条例を変えなければそのまま給与が自動的に上がつていくという場合、その辞退をしたという、自分は現在のように非常に地方財政の厳しいときに、スライド的に議員の給与をもらうということは忍びないというところで辞退をしたい、こういうふうな考えの場合、これは給与の返上あるいは辞退というものと公職選挙法第九十九条の二の「公職の候補者等の寄附の禁止」というものの関係について、すでに昭和五十年十月三十一日の自治省選挙課長の通牒というものがあつて、それによると、この「給与の辞退又は返上は、公職選挙法第七十九条の第二項の寄附に該当する」のだ、こういうことになつておる。寄附の禁止にひつかるのだから罰則がかかるのだ。そうすると、選挙法の規定による罰則がかかる、公職の停止を食らう可能性もある。非常に善意で給与、報酬を返上しようとしたら、寄附になる。寄附になると罰則がかつて、公職の停止になるというふうなことは、これは恐らく法が予定しておらないことだといふふうに考えるのですが、一体この点については、どういふふうに考え、どういふふうにそういう議員が処置したらよろしいか、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤(順)政府委員 お答えいたします。一昨年の公職選挙法の改正で、公職の候補者等につきまして、その選挙区内にある者に対する寄付につきましては、選挙に関する否にかかわらず、平常時におきましても寄付をすることができないといふことになり、その解釈として、先ほど委員から御指摘ありました解釈がでさう上がつておるというところは、御承知のとおりでございます。従来は、選挙に関する寄付を禁止しておつたのを、やはり平常時におけるいろいろな行為についても、金のかからない選挙といふ見地から規制

すべきであるということからこの禁止になつたことは、これまたこの趣旨は御承知のとおりであります。

そこで、給与の辞退や返上までその寄付に当たるといふことになるわけでございますけれども、実は給与の辞退あるいは返上の具体的な手順としては、おおよそ二つ考えられると思ひます。一つは、支給された給与のうち一定部分を返上するといふ仕方、もう一つは給与の請求権の一定部分をあらかじめ放棄するといふ仕方があると思ひます。前者につきましては、一たん支給された給与の中から、これはその一部、すなわち金銭を供与することになりますので、やはり寄付に当たります。それから二つ目に申し上げました請求権の放棄といふものも、これも民法で申しますならば、債務の免除に当たるような行為に当たりまして、これは財産上の利益を供与するといふことに当たります。これもまた寄付に当たります。いずれにいたしましても、これは寄付に当たります。こういう考え方に立つて、先ほどすでに御指摘のありました自治省の見解が出ており、これはそのとき以来、全国にそのようにお知らせもして、そしてまた履行していただいておりますという状況であるわけでございます。

さらに、罰則についてのお話もございましたけれども、法の二百四十九条の二におきましては、第九十九条の二の「規定に違反して当該選挙に罰則を課せられた者は、一定の罰則がある。しこらしてその二項では、通常一般の社交の程度を超えて第九十九条の二第一項及び第二項の規定に違反して寄附をした者は、当該選挙に罰則を課せられたものとみなす。」といふふうになつておるわけでございます。冒頭申し上げましたように、選挙時であるかと否を問わず、幅広く平常時における寄付を禁止したのがこの規定でありますので、さうに御承知おきをお願いいたします。

○山田(考)委員 いまのような形は、私はいわゆる寄付といふのは通常の寄付であつて、いまのような辞退をするといふことをこの法律は予定していないのではないかと、いふふうに思ひます。要するに、地方団体に対して返すわけですから、地方団体といふものは一つの団体でありますから、具体的な人ではないわけですから、こういう善意でそれを辞退したいといふ場合にまで法の罰則が及ぶのかどうかといふのが一点。第二点としては、これは通常社交の程度を超えるものとして考えられるかどうか。この二点の質問を申し上げたいので、ひとつ明確にお答えいただきたい。

○佐藤(順)政府委員 「選挙区内にある者」といふ者には、地方団体まで含んでおるのかどうかといふような御質問が第一点だと思ひますが、これにつきましては、地方公共団体も他の法人等と同様に、権利義務の主体として広く社会的活動を行う実体としてとらえ得るものでございまして、地方団体のみを「選挙区内にある者」に含められない、こういうふうな解釈の積極的な理由も見当たらない。と同時に、逆に含まれないんだといふふうに解して、その場合の寄付が可能であるといふことになりまして、この分については可能だといふことになりまして、今回この寄付の禁止をしたという趣旨、それからまた、その寄付の禁止は徹底されていかなければならないという趣旨を没却するといふことにもなるというところで、どうしてその考え方はとることができない。「選挙区内にある者」といふのは、自然人、法人たるを問わず、その選挙区内にある者をすべて含むと考えざるを得ないといふ考え方になるわけでございます。

それから第二のお尋ねにつきましては、これはまだ私ども、はっきりしなつた事例にぶつかつておりませんので、具体例は出ておりませんけれども、おおよそ通常の社交の程度を超えるといふことに当たらないか、おそれがあるのではないかと、いふふうに存じます。

そこで、先ほどの御質問に、はかに方法はないのかといふ御質問があつたと思ひますので、

けれども、これにつきましては、先ほど御指摘の自治省の見解にも付言しておるわけでございますけれども、給与の辞退または返上の問題の処理については、条例を改正して給与の暫定的な減額措置をとるということが相当のものである。つまり制度としてそのようにするならば、これは制度的な返上であればいいが、制度として支給が決まっているのに、それを一たん支給を受けたものを返上すること、あるいは支給されるべきものをあらかじめ請求権を放棄することは、先ほど申しました寄付に該当する、こういう見解でございます。

○山田委員 それでは、最後に、個別的返上ができるということを条例に書いたらどうですか。

○佐藤(順)政府委員 ちょっと、いまとっさのお尋ねでございますが、そのような条例規定が果たして可能か、あるいは妥当かということについて、ちょっと見解を申し上げかねますので、御了承いただきたいと存じます。

○山田委員 そうすると、はっきり言うとは、これはもろに方法がない。たとえばそれは条例ですから多数によって決まってくる。多数の中の少数の者は、たとえ辞退をしたい、返上をしたいと思っても、現行制度のもとにおいては方法がないんだ、こういうことでございませうか。

○佐藤(順)政府委員 そのとおりでございます。○山田(芳)委員 これはまた当委員会の問題もあるうと思いますが、ちょっと問題があると思いたすので、質問は終わりますけれども、十分ひとつそういう点は、自治省もそれではこういった運動が成り立たないということもありますので、余り適切ではない。これは立法論にもなるでしょうから、立法政策の問題もあろうかと思えます。この点はまた議論するとして、この点は十分検討してもらいたいということを要請して、私の質問を終わります。

○丹羽委員 荒木宏君。

○荒木委員 二、三お尋ねを申し上げます。国会議員の選挙の費用の交付に關しまして、従

来から実際の支出額と交付金の間に乖離があるという点につきまして、各自自治体から要望が寄せられておったことは御承知のとおりだと思います。今回の改正案もそうした要望に対する一つの改善方法のあらわれかと思うのであります。

私は、特に大都市周辺の町村の問題につきまして御答弁をお願いしたいと思うのですが、昨年の総選挙が終わりましてから、この問題につきまして、大阪府下の町村長会が決議をいたしました。それで美原町それから忠岡町、岬町、熊取町、田尻町並びに狭山町、これらの町長さん方と私御一緒しまして自治省に伺いまして、特に大都市周辺の町村のこうした交付金と実際の費用との差を縮めていただくように、実情に即応した処理をしていただくようにというのを要望したわけ

でございます。たしかそのとき選挙部長に應對をしていただきました。要望の趣旨をお聞き取り願うて、その後の検討のお約束をいただいたと思えますが、初めにそのときの要望についてのその後

の検討、おとりいただいた措置の概要をお伺いしたいと思えます。

○佐藤(順)政府委員 ただいまお話しした件につきましては、たしか衆議院の総選挙の終わりました後でのお話であったと存じます。

そこで、具体の総選挙の執行結果につきまして、各市町村の選挙終了後の選挙経費の状況につきまして、全国どこもそうでございますが、当該府県の選挙管理委員会からいろいろと実情を聴取いたしました。そして実際に支出された経費と交付された経費との間に差があり、その全部または一部について合理的な理由が認められるというものがあつたと思えます。また必要やむを得なかつたものであると認められるものにつきましては、第二次の交付と申しますか、調整費の交付を通じて措置をいたしまして、総選挙につきましては、所要経費については措置を終わったところでございます。

ただ前段にお話のありました問題につきましても、大都市周辺の事情を制度的に考慮することができないかという問題点でございますけれども、いわゆる経費基準法はその性格上、全国的に見まして標準的な経費を設定いたしまして、そして各団体には、あらかじめ、今度の選挙ではこれだけの経費が基準法によつてはじき出されて交付されるものであるというものを前提としてございまして、選挙執行を可能にするということでございます。この場合いろいろと積算はございませうものの、実際の選挙に当たりましては、各費目間では彼此融通し合つて、各団体の自主的な判断で支出をすることができるといふ融通性のあるものになつております。そこで、各費目ごとにはいろいろと過不足がありまして、全体としてこれを融通し合つていただいて支出をしていただく、こういうことによつて対処していただく。

そのようにして対処しても、なおこの経費とこの経費がどうしても上回つてしまつたというものがあつた。先ほど前段にお答えいたしましたように、各府県の選挙管理委員会からの事情聴取によりまして調整費をもつて措置しておる、これが大体いままでの措置の経緯でございます。

○荒木委員 いまのお話の費用流用、それから選挙後の対応措置といひますか、こういうことで、運用上は逐次改善の跡が見えておるようでありまして、私もきょうの質疑に先立ちまして、その後

の経過を実際に町村に問い合せましたところ、やはり改善の跡が見えておりますというところ、いろいろ御処理いただいた点は歓迎をされておるようであります。

ただ、私がきょうお伺いしたいと思ひますのは、運用の中で実際に見合うような措置、これはその都度やられておるわけですが、しかし大都市周辺の町村の選挙費用の問題につきましても、実態と制度との間に実情に根差したその都度の解決で済まない恒常的な問題があるのではないかと。つまりたまたまと実際の間に一時的と言えない乖離があるのではないかと。問題であります。

これは二つ問題がありまして、一つは、たとえば大阪府下の例で申しますと、翌日開票になります。そこで町村などでも早朝の八時半から作業が始まるので、早朝出勤で超過勤務が常について回ります。それから昨今、立会演説会あるいはその他不祥事案が、いろいろな契機、社会の選挙に対する関心の変化と相まって間々起つてきておるわけですが、そういう立会人の人数の増加という事態がある。これは町村だからといって、隣接の大都市とその事情は少しも変わらないわけではなかつた。つまり業務の遂行に伴うところの問題が一つ、それからもう一つは、大都市に密着しておる町村あるいは市と市の間にはさまたけておる町村の場合には、人件費にしましても物件費にしましても、あるいは事務的な経費にしましても、これは行政区画の違いによつて、物価水準とかあるいは社会的な状態の変化ということはある得ません。一つの社会圏として、生活圏として、経済圏として同じ水準に包含されておるわけですね。ですから、それぞれの法律適用あるいは各所管省の行政運用ではその点にいろいろ工夫をされて、たとえば生活保護などでありまして、町であつても市と市の間にはさまたけておつて、一級地と二級地とあります。市段階でも二級地といふものがあるわけなんです。先ほど申し上げた大阪府下の忠岡町などは町ではあります。生活保護は一級地になっております。ですから、いまの選挙費用の法律で市それから町村、こういう行政区画による刻みが固定化されておるから、運用、執行の面ではそれに拘束されるのは、その限りではやむを得ぬと思ひますが、そうした社会的な実態から見ますと、仕組みと実態の間に乖離があつて、それを運用面でも、その都度矛盾が少なくなるようにさじかげんしていらつしやる、こういうことであろうかと思ひます。

も、運用の面で、大都市周辺の町村の費用については、いま申し上げたような事情を考慮して、実際に差が出ないようにしているという運用原則、それをひとつはつきり御確認をいたさうに検討を進めていただきたい、こういうふうに思うのでございます。これはひとつ選挙部長から御意見を伺って、同時に、全体に関する原則的な問題でありますから、大臣からも御意見を伺いたいと思ひます。

○佐藤(順)政府委員 ただいま業務遂行上のいろいろな特殊性を挙げられ、またもう一つは、大都市にはさまれているという地域的な事情による特殊事情、二つお話がございましたけれども、業務遂行におきまして特殊事情はよくわかるのでございませうけれども、しかし同じような状況にありまう町におきましても、即日開票と翌日開票があり、翌日開票の場合でも非常に早朝から出勤するところと、そうでもないところがあるというふうになつてまいりますと、これはやはり制度的に処置するのではなくて、運用上処置するという方に入らざるを得ないと思うわけでございませう。

それから、大都市にはさまれている地域的な事情を考慮するようにというお話がございましたけれども、先ほど申し上げましたように、基準法が全国の都道府県、市町村につきましては処置をいたしております関係上、どうしても全国的な、そしてまた標準的な経費の設定ということに相ならざるを得ない。そのようにして基準を定めまして、基準で一たん交付されるけれども、しこうして先ほど申しましたとおり、各費目間では大いに彼此流用していただいて、自主的な支出を図つていただく、それでもなお不足するものについて調整措置をとるという運用面の配慮で措置せざるを得ないということをお御理解いただきたい。

と同時に、冒頭でもお答えいたしましたし、また荒木委員もすでにお認めいただいておられますように、たとえば先ごろの総選挙の結果につきましても、大阪府下の市町村につきましても、結果において問題なきを期しているということも含み

いたしたいと思う次第でございます。

○荒木委員 大臣にお答えいただきました前に、一言もう一度念を押して申し上げておきたいのです。

刻みの問題、制度改正の問題も確かにあるかと思うのですが、私がお尋ねしておりますのは、それはそれといたしまして御検討いただくとして、運用上に原則といひますか、そういうような方針をおとりいただくことをひとつ御検討願いたいということも申し上げておきますので、その点を含んで御答弁いただきたいと思ひます。

○佐藤(順)政府委員 その点につきましては、委員もおっしゃいましたとおり、運用の問題でございますので、なお検討事項にさせていただきますたいと存じます。

○小川國務大臣 大都市に近接いたします地方公共団体の選挙に際しての実情というものは、恐らく仰せのとおりであらうと存じます。お話はよく理解できるわけですが、ただいまこれを制度の運用によつて解決をいたしておるわけでございませうが、運用そのものについて何らかの基準を設けるべきではないかという御意見かと存じます。ただ、この点は場所によりまして、それぞれ実態が異なるわけでございませうから、運用についての一様な基準を設けるといふこと、これはもう少し研究をさせていただきますと、この場でお約束はいたしかねるわけでございませう。

いすれにいたしましても、地方公共団体に御迷惑のかからないような措置をその都度とておるわけでございませう。御提案については、いましばらく研究をさせていただきますと思ひます。

○荒木委員 十分研究、検討を重ねていただきますと思ひます。

最後に、今度の国会で問題になりました公務員の選挙活動の点で、国会で取り上げられました点の調査、それからその処理結果、今後の対応方針ということについてお尋ねしたいと思います。

一つは、三月二日の本委員会が安藤議員がお尋ねをいたしました自衛隊幹部の方の問題でありま

す。二月十一日、奈良県生駒市でありました旧海軍の関係の方々の会合に自衛隊幹部の方が出られて、そして予定候補者と言われております方の推薦をなすつたという問題が一つ。

それから本年四月五日の参議院の予算委員会におきまして問題になりました国鉄の幹部職員の方の、同じく予定候補者とされております方の後援会への勧誘行為、これは数件ありますけれども、あわせてその事実関係、それから調査結果、処理の結果と今後の方針ということにつきまして、防衛庁、警察庁、それから運輸省の方から結果をお聞かせいただきたいと思ひます。

○鈴木政府委員 奈良県の件で警察庁の方からお答え申し上げます。

お尋ねのこの件につきましては、現地の奈良県警察におきまして事実関係を調査しました結果、公職選挙法第二百九条、すなわち事前運動の禁止の項でございませうが、これに違反するおそれがあるというところを認めまして、この行為を行ひました自衛隊の幹部に對しまして警告を行つた、こういうふうな報告を受けております。

○竹岡政府委員 お答えいたします。

この事件は、防衛庁にいたしましては、やはり公正な第三者機関であります警察の調査結果を待つてから判断したいということで調査結果を待つておつたわけでございませうが、ただいま警察庁から申しましたように、事前運動の疑いのおそれがあるというところでの警告処分がございましたので、われわれの方も本人に對しまして——自衛隊というところは何と言ひましても規律が中心でございませう。本人はあるいは先輩を支援したいという気持ちもあつたかもしれませうけれども、訓戒処分ということにいたしました。

○林説明員 お答え申し上げます。

ただいまお尋ねの件につきましては、私も立場上一般的な監督をいたしておりますので、事実関係については特に調べておりませんが、国鉄の役員がその地位を利用して選挙運動をやるということは、これは法律に触れる行為でございませう

ので、それらの疑惑を招くことのないようにということ、一般的に国鉄の方に十分注意をいたしております。

○荒木委員 いま御答弁をいただいてもう一言お尋ねしておきたいのですが、一般的に注意をしておるといふ話なんです、具体的に国会で論議になりまして、それも一つや二つじゃありません。ずっと続いて、見方によつては系統的にあるいは計画的に、しかも地域は全国的に、業種も各階層にわたつて進められてゐる。もう少しおとりただいた処置の具体的な、いつだれが、どこで、だれに對して、どういふふうにしたかという指導内容です、これをお聞かせいただきたい。

あわせて、防衛庁の方から処理結果だけ伺ひましたが、そうしたことの今後再びないようにするための指導はどういふふうになされたかということとを伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○林説明員 私ども、いま申し上げましたように、日本国有鉄道法によりまして、一般的に国鉄を監督するわけでございませう。そこで、公職選挙法違反という事実について、これを個別に調査して、それで摘発するという立場にございませうので、私も一般的な監督の立場から、そういう法律に触れる行為というものは公企体職員としてふさわしくございませうので、それらのことのないようにということに厳重に注意しておるといふことでございませう。

○荒木委員 ですから、それは文書でやつたのか、だれの名前でだれあてに出したのか、こういうことを聞いてゐるのです。

○林説明員 特に文書で注意するといふ形はとっておりません、これは折に触れて私も幹部が国鉄幹部に對して、そのような行為のないようにということをししばしば注意をしておるといふことでございませう。

○荒木委員 恐縮でございますが、あれだけ問題になつたわけでしょう。ですから、一般的なことでなく、具体的に、それを踏まえて一般指導をなさるべきじゃないでしょうか。これはぜひ検

討してください。どうか。

○林説明員 たびたび繰り返して恐縮でございますけれども、先生の御趣旨を体して、そういう実態のないように今後十分気をつけてまいりたいと思います。

○竹岡政府委員 防衛庁は、いつも総選挙が始まります前には、全隊員に対しての服務規律の確保という通達を出しております。今回は、そこに至る前のこういう事件でございましたが、この事件を踏まえまして、今回いたします参議院選挙を控えましての服務規律の確保の通達の中には、この例を載せまして、隊員お互いの自制を求めたいと思っております。

○荒木委員 終わります。

○丹羽委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○丹羽委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十三分散会

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第二号中正誤

ページ 段行		誤	正
一	二三	執行されしました	執行されました
二	一七	事件で	事件が
二	一九	つきましては、	つきまして、
四	三九	いただきましたと	いただきたいと
五	一九	かからない	かかるような
五	二三	としては、	として、
六	四五	するするつと	するするするつと
九	四三	質疑	質疑
二	四九	立会演説会に	立会演説会に
二	三八	当事	当時
二	一〇	その他	その点
二	末五	基づまして	基づきまして
二	四七	去る七十六	去る七十五
八	三六	○小田(芳)委員	○山田(芳)委員
九	一八	○山田(芳)委員	○山田(芳)委員
三	一〇	山田(芳)委員	○山田(芳)委員
三	二六	されるところ	されるという
三	四一	自体	自身
三	四二	都道府県	都道府県会
三	四三	都道府県	都道府県会
三	四四	都道府県	都道府県会
三	四五	都道府県	都道府県会
三	四六	都道府県	都道府県会
三	四七	都道府県	都道府県会
三	四八	都道府県	都道府県会
三	四九	都道府県	都道府県会
三	五〇	都道府県	都道府県会
三	五一	都道府県	都道府県会
三	五二	都道府県	都道府県会
三	五三	都道府県	都道府県会
三	五四	都道府県	都道府県会
三	五五	都道府県	都道府県会
三	五六	都道府県	都道府県会
三	五七	都道府県	都道府県会
三	五八	都道府県	都道府県会
三	五九	都道府県	都道府県会
三	六〇	都道府県	都道府県会
三	六一	都道府県	都道府県会
三	六二	都道府県	都道府県会
三	六三	都道府県	都道府県会
三	六四	都道府県	都道府県会
三	六五	都道府県	都道府県会
三	六六	都道府県	都道府県会
三	六七	都道府県	都道府県会
三	六八	都道府県	都道府県会
三	六九	都道府県	都道府県会
三	七〇	都道府県	都道府県会
三	七一	都道府県	都道府県会
三	七二	都道府県	都道府県会
三	七三	都道府県	都道府県会
三	七四	都道府県	都道府県会
三	七五	都道府県	都道府県会
三	七六	都道府県	都道府県会
三	七七	都道府県	都道府県会
三	七八	都道府県	都道府県会
三	七九	都道府県	都道府県会
三	八〇	都道府県	都道府県会
三	八一	都道府県	都道府県会
三	八二	都道府県	都道府県会
三	八三	都道府県	都道府県会
三	八四	都道府県	都道府県会
三	八五	都道府県	都道府県会
三	八六	都道府県	都道府県会
三	八七	都道府県	都道府県会
三	八八	都道府県	都道府県会
三	八九	都道府県	都道府県会
三	九〇	都道府県	都道府県会
三	九一	都道府県	都道府県会
三	九二	都道府県	都道府県会
三	九三	都道府県	都道府県会
三	九四	都道府県	都道府県会
三	九五	都道府県	都道府県会
三	九六	都道府県	都道府県会
三	九七	都道府県	都道府県会
三	九八	都道府県	都道府県会
三	九九	都道府県	都道府県会
三	一〇〇	都道府県	都道府県会

欄中、「三五八四」は「三五三六」の誤り。

上 末 三、三五三、九五 三、三五三、九五